

P 2

・同行援護

視覚障害者の移動の援護で身体介護を伴う場合は区分 2 以上で、調査項目「歩行」で「全面的な支援が必要」等が認定されている



・同行援護 2018(H30)4月1日より

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等

→同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること